

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

対象資産	参 考	添付書類	取得時期	特例対象及び特例率 (わがまち特例)	
太陽光発電設備 ※地方税法附則第15条 第25項第1号(イ)、 第3号(イ)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた自家消費型設備 認定発電設備(※1)を除く	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し及び取得日の確認できる書類	平成28年4月1日 ～令和6年3月31日	1,000kw未満	2/3
				1,000kw以上	3/4
	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備(※2) または、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備(※3) 認定発電設備(※1)を除く	補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し及び取得日の確認できる書類	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	1,000kw未満	2/3
				1,000kw以上	3/4
風力発電設備 ※地方税法附則第15条 第25項第1号(ロ)、 第3号(ロ)	認定発電設備(※1)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	平成28年4月1日 ～令和8年3月31日	20kw未満	3/4
				20kw以上	2/3
水力発電設備、 ※地方税法附則第15条 第25項第3号(ハ)、 第4号(イ)	認定発電設備(※1)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	平成28年4月1日 ～令和8年3月31日	5,000kw未満	1/2
				5,000kw以上	3/4
地熱発電設備 ※地方税法附則第15条 第25項第1号(ハ)、 第4号(ロ)	認定発電設備(※1)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	平成28年4月1日 ～令和8年3月31日	1,000kw未満	2/3
				1,000kw以上	1/2

バイオマス発電設備 ※地方税法附則第15条 第25項第1号(ニ)、 第2号、第4号(ハ)	認定発電設備(※1)	再生可能エネルギー発電 設備認定通知書の写し	平成28年4月1日 ～令和8年3月31日	10,000kw未満	1/2
			令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	10,000kw以上	2/3
				20,000kw未満	6/7(※4)

- (※1) 経済産業省による再生可能エネルギーの「FIT制度(固定価格買取制度)・FIP制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備
- (※2) グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備
- (※3) 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備(建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く)
- ①二酸化炭素排出抑制対策事業費(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)
- ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)
- ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資
- (※4) 認定発電設備のうち、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するもの